

事務連絡

平成 24 年 3 月 27 日

〔各地方厚生局
四国厚生支局〕 御中

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室

実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について

改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第 40 第 2 項第 5 号に規定する実務者養成施設の各科目における「教育に含むべき事項」及び「到達目標」については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成 21 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知) にてお示ししているところですが、技術に係る生活支援技術、コミュニケーション技術、知識と技術を一体的に行う介護課程の教育内容について、各実務者養成施設において教育を実施する際に留意していただきたい点につきまして、別添のとおり参考までにお示しいたします。

つきましては、各地方厚生(支)局におかれましては、管内の実務者養成施設に対して、周知いただきますようお願いいたします。

別添	科目（時間数）	教育に含むべき事項	到達目標	留意点
コミュニケーション技術 (20時間)	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③介護におけるチームのコミュニケーション	○利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。	「紙上演習（プロセスレコード等）」等を行うことにより、生徒が自身のコミュニケーション技術を客観視し、検証できるような内容を含む。	
生活支援技術Ⅰ (20時間)	①生活支援とICF ②ボディメカニクスの活用 ③介護技術の基本 ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。 ○居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。	「通学課程」においては、利用者の状態像の変化にあわせた生活支援技術が習得できるよう、自立（見守り）、半介助、全介助などの状態像を設定した技術演習を行う内容を含む。 「通信主体の課程」においては、紙上演習等により、利用者の状態像に応じた生活支援技術の留意点を理解できるように配慮する。	
生活支援技術Ⅱ (30時間)	①利用者の心身の状況に合わせた介	○以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を	生活支援技術の根柢となる知識と技術とを結び付けて技術を習得できるよう、	

	護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	「こころとからだのしくみⅠ」を理解したうえで学習するようになり、課程編成に配慮する。 「通学課程」においては、根拠を確認しながら生活支援技術の演習を行う内容を含む。
介護過程Ⅰ (20時間)	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○チームで介護過程を開拓するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。	事例を設定した「紙上演習」や実務における介護過程の展開経過をまとめる等、生徒が介護過程の展開について、具体的・実際的に検討する内容を含む。
介護過程Ⅱ (25時間)	介護過程の展開の実際 ①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設	○情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。	

定し、介護過程を展開させる。 ②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。			
介護過程Ⅲ（スケーリング） (45時間)	<p>①介護過程の展開の実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 <p>②介護技術の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を 	<p>○実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に修得し、活用できる。</p> <p>○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。</p> <p>○介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。</p> <p>○知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</p>	<p>面接授業は、養成課程における知識・技術を活用しさまざまな状況に対応できる思考力を・実践力を育成することを目的とする。このため、面接授業は学習が一定進行した課程の後半を中心に、介護過程Ⅱの学習と組み合わせて行うよう、課程編成に配慮する。</p> <p>①介護過程の展開 多様な事例を用いて、グループワークやロールプレイにより、理論と実践を結び付けて実践的に介護過程展開の思考方法を学べるよう配慮する。</p> <p>②介護技術の評価 利用者の状態に応じた、根拠に基づく介護技術があるかどうかを、技術演習、評価項目、口頭試問等により、網羅的に知識・技術を評価する。</p> <p>③知識等の習得度の評価</p>

	評価する。	テスト等により、実務者養成施設の全ての科目の教育内容について、知識等の習得度を評価する。
--	-------	--

1. 科目間の関係を考慮し、実務経験と実務者養成施設における教員内容などを結び付けた段階的な学習が行われるように、適切な履修期間、履修スケジュールを設定する。
2. 「通信主体の課程」においては、例えば、生徒が実務者養成施設において習得した知識・技術を踏まえて実務における課題を行ない、他者から評価を受ける、紙上演習を行う等、教材による単なる知識習得にとどまらない実践的な学習となるように配慮する。